

令和8年第7回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和8年7月21日
2. 開催日時 令和8年7月27日 午後3時00分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 13人

5. 出席委員

- 1番 松野藤四郎委員
2番 古川 正敏委員
3番 廣瀬 秀男委員
4番 青木千恵子委員
5番 浅野 隆士委員
6番 林 鉄雄委員
7番 豊田美津雄委員
9番 高田 里美委員
11番 武藤 誠委員
12番 馬淵 正直委員
13番 北村 一也委員
14番 酒井 健詞委員

6. 欠席委員 8番 高田 住代委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	松尾 路成
事務局次長	馬淵 好人
書記	住 義之
書記	松野 真和

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議 事 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農地中間管理事業（農地バンク）法関連議案について

議案第30号 農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について（一括契約）

10. 審議の経過

(午後3時00分)

- 議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第7回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、7番豊田美津雄委員、9番高田里美委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和8年6月11日から令和8年7月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第11号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について、事務局に報告を求めます。
- (事務局報告)
- 議 長 只今、事務局から報告がありました報告第11号について質疑等ありませんか。
- 北村委員 番号5の573㎡以外の土地について、航空写真で見ると建物が建っているように見えるのですが、ここはどのようなになっていますか。
- 事務局 573㎡は田で、残りの部分は宅地で家が建っております。実際には登記が必要な土地ですが、登記されずに使っていたものになります。
- 北村委員 現状農地なのに宅地になっているということに対し、何か指導しなければいけないでしょうか。
- 事務局 登記は全て田になっておりますが、現況は573㎡は農地、残り433㎡が宅地になっております。

○北村委員 当時転用許可は出ていたのでしょうか。

○事務局 出ております。

○議長 1筆になっていますが、農地と宅地に分かれているということです。その他質問はありますか。

○松野委員 番号11で古橋南自治会に土地の所有権を移転されるということですが、通常自治会が使用する土地は借りることが多いと思うのですが。

○議長 認可地縁団体として登記されており、自治会が農地を持つことが認められていますので、自治会への所有権移転になります。こちらは売買になりますか。

○事務局 売買で有償の所有権移転になります。

○議長 その他質問はありませんか。
(質疑、意見なし)

○議長 日程第2、専決処分等の報告を終わります。

○議長 日程第3、農地法関連議案についてを議題とします。

議案第28号農地法第3条の規定による許可申請の審議について、議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員からの意見がありましたらお願いします。議案第28号番号1並びに議案第29号番号2について、高田里美委員ご意見ありますか。

○高田委員 事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、議案第28号番号2並びに議案第29号番号3、番号4号につい

て、酒井健嗣委員ご意見ありますか。

○酒井委員 お願いしたいことがあるのですが、長良化学工業さんと話しをしていましたら、道路の幅によって工場を建てる面積が変わってくるので、今の道路幅では土地を全部買っても工場ができないため、一部は農地として持つとおっしゃられていたのですが、この通りには、岐阜工場さんは30トン位の大きなトラックが入ってきますし、水野工業さんにも大きなトラックが入ります。高田水産の前には運送会社があり、トラックが入ってくる状況でして、道路幅が狭く車での対面通行が危険な状況なので、道路の拡幅を市にお願いしてあるのですが、工場の拡大を認めるとすれば、道路の拡幅も認めてもらうことを頭に置いていただきたいことが一つ、二つ目は長良化学工業さんが入る土地について、西側と南側に水路があり、西側は用水路、南側は排水路でどちらに排水を流すかという話がありましたので、用水路に悪水は流さないで欲しいと言っていたきたいということをお願いしたいです。

○議 長 一つ目は、事務局でお答えください。二つ目は、区長さんに排水承諾を取りにみえるときその話をしていると思いますので、用水へ流すことはないと思います。

○事務局 市道拡幅についてですが、要望自体は以前からいただいていると思います。市としましては、サンコーパレットパークの西側の南北道路の整備を先ずさせていただきます、神社のところから西に行ってまた北に向かって整備していく計画を都市開発課で持っていると思うのですが、整備時期等については、担当課でないと分かりかねますのでよろしくお願いいたします。道路幅と面積につきましては、開発許可に伴い、都市計画法で3,000㎡以上の開発の場合、9mの道路に接道していないといけないというものがあったかと思うのですが、そういったものも含め道路整備がなされていくと思います。

○酒井委員 工場と道路の関係は私としては問題ないのですが、市民の方が道路を通る時、非常に危ないので、工場拡大を認めるのであればお願いしたいということです。

○議 長 続きまして、議案第28号番号3並びに議案第29号番号5、6号について古川正敏委員ご意見ありますか。

○古川委員 特段問題なく、事務局説明のとおりだと思いますのでよろしくお願いします。

○議 長 続きまして、議案第29号番号1について廣瀬秀男委員ご意見ありますか。

○廣瀬委員 特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長 只今、地区担当委員さん及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読していただくため、暫時休憩とします。
(休憩)

○議 長 只今より再開いたします。

○議 長 議案第28号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第28号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第28号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 5条と関係すると思うのですが、隣の土地で農業をされるとのことで、推測で物を言っただけではないですが、栗を少し作って残りの土地を工場用地に使うこともあるかと思うので、そういったことについて何も規制できないということなのか、何か制限などはあるのでしょうか。

○事務局 計画は、ここで農業をやりますというものでして、作物を収穫するまでは最低限農地でやっていただきたいのがこちら側の思いであります。ですので、収穫する前の状態ですぐに転用するということになると、農地法の県許可にある3,000㎡以上の許可要件の回避ではないかという指摘を受ける可能性は否めないと思いますので、委員が危惧されることはこちらも思っております。

○北村委員 監督の程よろしくをお願いします。

○議 長 その他質疑等ありますか。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第28号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第28号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第28号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第29号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 現場を見ると、この土地は第1種農地だと思うのですが、そこに住宅を建てるとなると、それ以外の土地が対象にできないのかということになると思うのですが、その土地しかなかったのでしょうか。

○事務局 こちらの土地は、委員ご指摘のとおり第1種農地になります。第1種農地の市街化調整区域に家を建てられるということになりますので、実際に建物を建てるには制限がかかります。本件は分家住宅でこの土地以外について比較検討した書類が出ておりまして、そちらも見た上での申請になります。

○松野委員 農地法第5条についてですが、番号1や番号4のように親から土地を借りる場合、その使用期間はどれぐらいになるのですか。

○事 務 局 使用貸借の年数ですが、永久ということになっております。

○松野委員 権利の永続期間は、永久ではなく永年ではないですか。

○議 長 通常は永年ですね。

○事 務 局 番号１の申請には使用期間が永久となっておりまして、番号４の申請には永年と書いてあります。

○松野委員 どちらが正しいですか。

○議 長 どちらが正しいということもないと思いますので、申請に書いてあるとおりでやむを得ないと思いますが。

○議 長 その他質疑等ありますか。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第２９号番号１について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第２９号番号２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第２９号番号２について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第２９号番号３について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第２９号番号３について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第２９号番号４について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第２９号番号４について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第２９号番号５について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第２９号番号５について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第２９号番号６について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第２９号番号６について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 日程第４、農地中間管理事業法関連議案についてを議題とします。議案第３０号農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議 長 議案第30号番号1から番号4について今尾委員が関係者となりますので、退席をお願いします。

(今尾委員退席)

○議 長 議案第30号番号1から番号4について、原案どおり意見なしとすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、意見なしと決定いたしました。

○議 長 今尾委員の入室を認めます。(今尾委員入室)

○議 長 議案第30号番号5、番号6について質疑、意見があれば挙手を願います。

○北村委員 番号6の事業者は、地権者と合意されて持ってみえたのか、地権者が持ってきたものに対し事業者はどうですかとなったものですか。

○議 長 地権者が耕作できなくなったので、誰か作ってもらえないかということで私が間に入って探していたのですが、事業者は、農業をご自宅のある神戸町でも始められた方で、現地を見せたところやらせてもらいますということになり、私が両方の方から書類をもらって内訳書を作成して提出したのになります。

○議 長 議案第30号番号5、番号6について、原案どおり意見なしとすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、意見なしと決定しました。

○議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第7回総会を閉会いたします。